

内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針の概要

第1 基本的方向

「内水面水産資源の維持増大を図り、国民に水産物を供給する漁業生産を振興すること」、「多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保すること」により、内水面漁業と農業・観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨とし、関係者が連携して必要な施策を総合的に推進。

第2 内水面水産資源の回復

1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

○環境変化に対応する増殖技術の開発・普及の推進 ○遊漁の実態も考慮に入れた魅力的な漁場の形成

○種苗生産施設や中間育成施設の整備の推進 等

2 カワウ及び特定外来生物による被害の防止措置に対する支援等

○中長期的目標に沿った継続的なカワウの個体群管理の実施

○特定外来生物の効果的な防除技術の開発、重大な水産被害が生じている地域における計画的な防除

3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

○迅速な診断法や予防・治療技術の開発・普及 ○水際検疫等の的確な運用 等

第3 内水面における漁場環境の再生

1 内水面に係る水質の確保

○下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等の促進

2 内水面に係る水量の確保

○雨水貯留浸透施設の設置や冬水田んぼなど健全な水循環系の維持・回復 等

3 森林の整備及び保全

○保育・間伐、治山施設の整備等森林の整備・保全等の推進 等

4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

○河川横断施設について、魚道の設置・改良及び適切な維持管理の推進 ○水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備 ○産卵場の敷設、産卵植生の保全・造成、石倉等の設置等の取組の推進

5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

○河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の創出を全ての川づくりの基本とした河川管理 等

第4 内水面漁業の健全な発展

1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

○浜プラン・広域浜プランを活用した湖沼漁業の振興 ○燃油・配合飼料の価格変動対策の適切な実施

○陸上養殖業を届出養殖業に位置付け 等

2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

○内水面漁業者を中心に資源・漁場を持続的に管理できる体制の構築推進

○内水面漁業者と多様な主体が連携して行う生態系の維持・保全保全活動等の支援 等

3 人材の育成及び確保

○就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、技術習得支援等、段階に応じた支援 等

4 商品開発への取組等への支援

○付加価値の向上、販路拡大・多様化等の取組の推進 ○生産・加工・流通が連携した取組の推進 等

5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

○回帰率が低下しているサケについて、環境変化への対応や回帰率の良い取組事例の横展開等を早急に推進

○ウナギ関係者による資源管理のための協議の促進、ウナギの効果的な増殖手法の開発の推進 等

6 国民の理解と関心の増進

○広報活動や自然体験活動の推進 ○漁業調整規則や遊漁規則等の周知・啓発活動の促進 等

第5 その他重要事項

1 協議会

○効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整 ○活動状況や課題等についての情報収集・普及 等

2 持続可能な漁場管理体制の構築

○漁協の運営体制強化への支援、持続的な増殖・漁場管理体制の検討 等

3 頻発・大規模化する自然災害への対策

○被害を受けた水産資源の回復方法の検討推進 ○ダム事前放流に係る情報等の共有推進 等

4 平成23年原子力事故による被害等への対策

○「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に沿った支援 等